

災害時相互応援に関する協定

令和4年6月23日

豊 能 町
亀 岡 市

災害時相互応援に関する協定書

大阪府豊能町と京都府亀岡市は、いずれかの市町において大規模な災害が発生し、災害を受けた自治体（以下「被災市町」という。）独自では十分な応急措置ができない場合に、被災市町の要請に応え、災害を受けていない協定先が友好的精神に基づき、相互に救援協力し、被災市町の応急復旧対策等を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第2条 被災市町が応援の要請をしようとするときは、次の事項を明らかにして、応援の要請を受ける自治体に対して電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- （4）前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された自治体は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

- 2 激甚な災害が発生し、通信の途絶などにより、被災市町と連絡が取れない場合には、自主的な判断により応援活動を行うことができる。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市町が協議して別に定めるものとする。

(連絡担当部局)

第5条 両市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、両市町及び両市町の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市町が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第9条 この協定は、令和4年6月23日から効力を発生するものとする。

令和4年6月23日

豊能町長 塩川 恒敏

亀岡市長 桂川 孝裕